

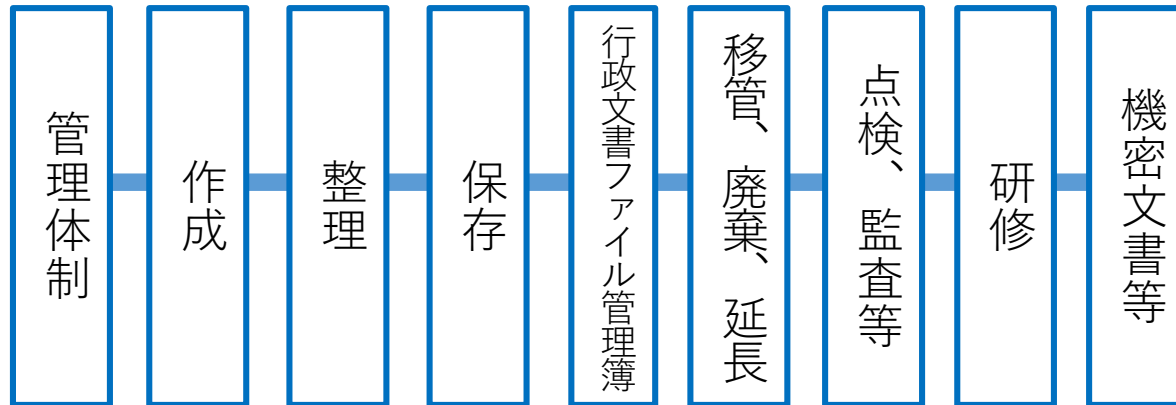
# ガイドライン及び課長通知の体系的整理と透明化について

資料4-1

以下のとおり、体系的に作成・整理し、各府省等が参照しやすいよう、内閣府ホームページにおいて公表を行う。既存の課長通知や、事務連絡は、新たな課長通知の中に適宜取り込み、整理する。

## 行政文書の管理に関するガイドライン

### ガイドラインの各項目に応じた課長通知



各府省は  
ガイドラインを基に  
文書管理規則を作成、  
解釈する。

実務を行う上で、  
必要に応じ参照する  
マニュアルのような  
もの。例示や助言。  
(ガイドラインの留意事項  
の内容を含む)

## デジタル技術への対応に関する課長通知

## 業務システムと公文書管理に関する課長通知

特に電子的管理や  
デジタル化の進捗を  
踏まえ、  
論点化しやすい内容  
をマニュアル化。

